六十三	エチル＝二―（四―フルオロフェニル）―二―（ピペリジン―二―イル）アセテート及びその塩類
六十四	（略）
六十五～六十九	（略）
七十	（略）
七十一	三―［二―［エチル（プロピル）アミノ］エチル］―一Ｈ―インドール―四―イル＝アセテート及びその塩類
七十二	（略）
七十三～百七十五	（略）
百七十六	（略）
百七十七	一―［一―（三―フルオロフェニル）シクロヘキシル］ピペリジン及びその塩類
百七十八	（略）
百七十九～二百九十八	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

第二条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和三年厚生労働省令第十五号）第十四条の表改正前欄の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第一条中「二百九十二」を「二百九十六」に、「二百九十三」を「二百九十七」に、「二百九十四」を「二百九十八」に改め、同表改正後欄の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第一条中「二百九十二」を「二百九十六」に、「二百九十三」を「二百九十七」に、「二百九十四」を「二百九十八」に改める。

（新設）

六十二	Ｎ―エチル―一―（二―フルオロフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類
六十三～六十七	（略）
六十八	エチル＝二―［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド］―三―メチルブタノアート及びその塩類

（新設）

六十九	Ｎ―エチル―Ｎ―［二―（五―メトキシ―一Ｈ―インドール―三―イル）エチル］プロパン―一―アミン及びその塩類
七十～百七十二	（略）
百七十三	一―（四―フルオロフェニル）―二―（イソプロピルアミノ）ペンタン―一―オン及びその塩類

（新設）

百七十四	一―（四―フルオロフェニル）ピペラジン及びその塩類
百七十五～二百九十四	（略）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四三円（本体一三〇円）（配送料別）